

令和4年3月4日

埼玉地方最低賃金審議会 申し合わせ

特定最低賃金の審議について（ガイドライン）

埼玉県の特定最低賃金（以下「特賃」という。）は、地域別最低賃金（以下「地賃」という。）との金額差が縮小しており、改定の必要性の有無の判断が審議スケジュールに影響を与えるまでになっている。

ついては、特賃の必要性の有無の判断に当たって、下記の点を踏まえて調査審議を行うこととする。

また、地賃の水準や産業構造の変化等の影響に鑑み、この申し合わせも含めて、特賃について、引き続き誠実に協議を行うこととする。

1 各年度における特賃の改定の必要性の有無について

- （１） 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際、当該申出にかかる労使協定の企業内最低賃金の最低額（以下、「最低協定額」という。）が、前年度の申出にかかる最低協定額よりも1円以上引き上げられていた場合は、申出のあった特賃は改定の必要性有の方向で審議する。
- （２） 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際に、最低協定額が前年度の最低協定額と同額以下だった場合は、当該年度から起算して3年間については、改定の必要性有の方向で審議する。

2 特賃額改定の目安

改定額は、社会情勢を踏まえて、「企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等労働者の賃上げの状況」、「地賃の引上げ額」、「鉱工業生産指数等による理論値」等を目安としつつ検討する。

以上